

○学生が骨髄移植に伴う骨髄提供等により授業に出席できない場合の取扱いについて

令和6年12月4日開催
第4回教育支援委員会承認

学生が骨髄移植に伴う骨髄又は末梢血幹細胞の提供（以下「骨髄提供等」という。）に必要な検査、入院その他手続（以下「手続等」という。）のために授業に出席できない場合の取扱いは、次のとおりとする。

1. 学生が、骨髄移植のために骨髄提供等を行おうとする場合であって、公益財団法人日本骨髄バンクに対してドナー登録を行った後、ドナー候補者又はドナーとなり、骨髄提供等に必要な手続等のために授業に出席できないときは、別紙様式の枠内「骨髄移植に伴う骨髄提供等による欠席届」（以下「欠席届」という。）を記入したものを提出させた上で、当該学生が履修上不利とならないよう配慮するものとする。
2. 欠席届の対象となる期間は、次に掲げる期間とする。ただし、手続等のために遠隔の医療機関等へ赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数とする。
 - 一 ドナー候補者として、確認検査等の説明及び確認検査を受ける日
 - 二 ドナー候補者として、骨髄又は末梢血幹細胞採取に関する最終説明及び最終同意のために医療機関等に赴く日
 - 三 ドナーとして、骨髄又は末梢血幹細胞採取前の健康診断を行う日
 - 四 骨髄採取時に用いる自己血保存のための採血を行う日
 - 五 末梢血幹細胞採取前の顆粒球コロニー刺激因子（G-CSF）の注射を行う日
 - 六 骨髄又は末梢血幹細胞採取に伴い入院する日
 - 七 骨髄又は末梢血幹細胞採取後の健康診断を行う日
 - 八 その他骨髄バンク事業に関する手続等に必要となる日
3. 学生は、上記2に掲げる各期間の終了後、その都度、欠席届に公益財団法人日本骨髄バンクの発行する証明書を添えて、速やかに所属学部教務係を通じて学部長（研究科長）に提出するものとする。
4. 欠席届の提出を受けた学部長（研究科長）は、当該学生が骨髄移植に伴う骨髄提供等により出席できなかった授業科目の担当教員に対し、その旨を通知する。
5. 授業科目の担当教員は、当該学生に対し、原則として、骨髄移植に伴う骨髄提供等により出席できなかった期間の学修効果を担保することができる方法で対応するものとする。

各授業担当教員 殿

〇〇学部長（研究科長）

下記のとおり、学生が骨髄移植に伴う骨髄提供等のため授業に出席できませんでしたので通知します。
については、原則として、当該学生が出席できなかった期間の学修効果を担保することができる方法で対応し、履修上不利とならないよう配慮願います。

記

骨髄移植に伴う骨髄提供等による欠席届

令和 年 月 日

〇〇学部長（研究科長） 殿

学生番号 _____

氏 名 _____

骨髄移植に伴う骨髄提供等により出席できなかった授業科目を届け出ます。

1. 出席できなかった事由（該当する項目にチェックしてください。）

- ドナー候補者として、確認検査等の説明及び確認検査を受ける日
- ドナー候補者として、骨髄又は末梢血幹細胞採取に関する最終説明及び最終同意のために医療機関等に赴く日
- ドナーとして、骨髄又は末梢血幹細胞採取前の健康診断を行う日
- 骨髄採取時に用いる自己血保存のための採血を行う日
- 末梢血幹細胞採取前の顆粒球コロニー刺激因子（G-CSF）の注射を行う日
- 骨髄又は末梢血幹細胞採取に伴い入院する日
- 骨髄又は末梢血幹細胞採取後の健康診断を行う日
- その他骨髄バンク事業に関する手続等に必要となる日

2. 出席できなかった期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

3. 出席できなかった授業科目

月日（曜日）・時限	授業科目名	担当教員名
月 日（ ） 時限		

※ 公益財団法人日本骨髄バンクの発行する証明書を必ず添付してください。

上記1から3の事実を証明する書類については確認済みです。

所属学部教務係 確認欄 _____